

# 令和元年9月定例会 一般質問

## 「質問・答弁」実録

9月25日（水）

- 1 土砂災害警戒区域等における指定基準及び土砂災害防止対策等について
  - (1) 区域指定の基準及び避難所等への影響とその対策について
  - (2) 避難所等の課題の洗い出しと横展開について
- 2 放課後児童クラブの質の向上に向けた取り組みについて
- 3 ひきこもり問題について
  - (1) 対処療法型の引きこもり対策について
    - ア ひきこもり相談支援センターにおける人材の確保について
    - イ ひきこもり対策における地域連携及び就労支援について
  - (2) 未然防止型の引きこもり対策について
- 4 サッカースタジアム建設と中央公園を中心としたまちづくりについて
  - (1) MICE施設検討事業について
  - (2) 広島県立文化芸術ホールの今後の方向性について
  - (3) サッカースタジアム建設の基本計画策定について

自由民主党広島県議会議員連盟

畑 石 顕 司

## 【はじめに】

皆様、こんにちは。

自由民主党広島県議会議員連盟の畑石です。

今次定例会におきまして一般質問の機会を与えて下さいました中本議長をはじめ先輩、同僚議員の皆様、そして初当選以来、私の活動をいつも支えていただいております、本日議場に駆けつけていただいた皆様をはじめ支援者の皆様に心から感謝申し上げます。

4月の統一地方選挙後、初の一般質問となります。選挙で訴えさせていただいたことを中心に早速質問に入りたいと思います。

## 1 土砂災害警戒区域等における指定基準及び土砂災害防止対策等について

### (1) 区域指定の基準及び避難所等への影響とその対策について

土砂災害防止法は、土砂災害の恐れがある地域について危険を事前に住民に対して周知し早期の避難を促すなどソフト対策の柱であり、地理的特性により、全国最多の土砂災害警戒区域を抱える本県にとって極めて重要な法律です。

しかしながら、この区域指定は、国の基準を踏まえて県がマニュアルを策定していますが、特にイエローゾーンについては、地質や斜面形状、土地利用状況など個別の状況はほとんど考慮されず、土石流では「発生箇所から勾配2度以上の区域」といった地形に基づいた画一的で簡素な基準で、かつ機械的に線引きをされます。

実際にイエローゾーンに指定された場所を確認すると、周辺の土地の形状からみて本当にここまで土砂が到達するのだろうかとか疑問を感じざるを得ない場所であったり、砂防堰堤建設前も建設後もイエローゾーンの範囲に変更が生じないなど、地域の自主防災会の皆さんをはじめ多くの方から疑義の声を聞いているところです。

特に大きな問題は、多くの避難者を収容可能な学校の体育館などがイエローゾーンに指定された為、これまで避難所として使用していた場所が使用できなくなる、もしくは本来避難所として活用したいのにできなくなるなどの例が発生しています。

中でも体育館などの一部をイエローゾーンがかすめているだけの場所が、私の地元東区だけでも5箇所も存在しており、とても土砂が到達しそうにないにもかかわらず福祉センターのような堅牢な施設ですら避難所として活用できなくなっているのです。

区域指定をすることで住民の皆さんに早期の避難をしてもらうことが本来の目的であるはずなのに、避難する場所が無くなる、遠方まで避難が必要となるなどの弊害が実際に起こっているのです。

この状況を県は、法律で定められていることだからと放置し、避難所の指定は基礎自治体の仕事であると知らない顔をするのでしょうか。

区域指定の避難所等への影響を解消するための方策としては、住民の避難する場所に限り、国の法改正、または県の区域指定マニュアルの改訂を行い、イエローゾーン末端部での指定を柔軟に運用できるようにする、もしくはイエローゾーン内であっても周囲の状況や建物の安全性が確認できれば県と基礎自治体が協議して避難所指定できる仕

組みを作るなどの方法が考えられます。

そこで、県内においてイエローゾーン指定により影響を受けた避難所がどれくらいあるのか、お伺いします。

その上で、別の場所を確保しなければならないなど地域にとっては大変な負担がかかるわけですが、区域指定後の避難所指定の実態及び避難所が使いにくくなることに対して国や県はどのように認識し、どのような取り組みを行っているのか、併せて知事にお伺いします。

また擁壁の設置等によりイエローゾーンを除外できる制度や、それに対する補助制度の創設も国に求めていただくことを要望致します。

法律で決まっているからと門前払いするのではなく、住民の皆さんの実状に寄り添い、丁寧な行政運営を基礎自治体が行えるように国、県ともに努力をしていただくことを強く要望します。

## 【知事】

住民の皆様が災害から命を守るために緊急的に避難する施設であります「指定緊急避難場所」は、国において、指定の基準が定められているところでありますが、安全な区域内に立地する施設か、ご指摘にありましたように、安全区域外に立地しているが災害に対して安全な構造を有している施設を災害の種類ごとに市町が指定することとされております。

これまで、県においては、市町に対して、公共施設に加えて、マンションなどの民間の堅牢な施設を指定することによって、住民の避難に必要な、安全で身近な施設等を確保するとともに、「土砂災害警戒区域」の指定等に伴う「指定緊急避難場所」の見直しなどを適切に実施するよう、働きかけてきたところでございます。

土砂災害警戒区域の基礎調査が完了した時点で、警戒区域内にある土砂災害を想定した「指定緊急避難場所」は、116箇所あると確認しております。

これらの土砂災害警戒区域内にある避難場所につきましては、施設の安全性や他の避難場所の確保の必要性を確認し、適切な見直しを行うよう市町に対し働きかけているところでございます。

また、これら以外にも、土砂災害による影響を受ける避難場所があるかどうか、市町と連携して精査することとしております。

昨年7月の豪雨災害におきまして、土砂災害警戒区域を超えて災害が起きたことを踏まえ、住民の皆様命を守るためには、できるだけ土砂災害のリスクの少ない安全な避難場所を指定することが重要であると認識しております。

本県では、今年度から、危機管理課に「市町防災体制強化支援担当」を設置いたしまして、これまで以上に市町を訪問して、適切な避難場所の指定をはじめ防災体制の強化に向けた支援を行っているところでございます。

今後も引き続き、市町や関係機関と連携しながら、適切な避難場所を確保し、住民の避難行動が着実に実践できるよう取組を進めてまいります。

## 【再質問】（土砂災害警戒区域等における指定基準及び土砂災害防止対策等について）

指定緊急避難場所の影響した数についてご答弁がありました。

指定緊急避難場所で 116 箇所あるというご答弁でした。

これは恐らくイエローゾーンの中にある数のことだと思います。

私が質問させていただいたのは、イエローゾーンを引っ張ることで、除外をされてしまった指定避難所の数をお聞きしたかったのですが、この除外をされてしまった避難所の数は、先ほどの数の中には入っていないという認識で恐らくいいと思うのですが、そのことを確認させてください。

その上で、先ほどイエローゾーンの中で、指定緊急避難場所、緊急に避難をする場所、堅牢な建物やマンションの中、これは住民感覚で言うと、そういった所を意識していると言うよりは、例えば、体育館であるとか、福祉センターであるとか、特に広島の場合は雨での災害が多いですから、その場所で数時間、若しくは一昼夜過ごすケースが多いわけで、こういった指定避難所がどれだけ影響を受けているか、ということが極めて重要ですし、皆さん、特に年配の方は、避難をしないといけない、といった場合に、指定避難所を指していることが多いと思います。

もちろん、指定緊急避難場所と兼ねている場合があるんですけども、指定避難所のことを指していることが多く、そういった所を目指して皆さんは避難をされる、そういった現状だと思います。

そういう中で、影響が出た数をここで答弁してくださいとは言いませんが、どの程度の影響が出ているのかということをしつかりと県としても把握をしていただいて、その上で、先ほど申し上げたように、県と市が、この土砂法というのは非常に機械的に引っ張ってまますので、建物のあるなしというのは関係ない状態で、イエローゾーンというのを決めていますので、建物が堅牢だからとでもここまでは土砂が到達しないだろうと、というようなことについては基礎自治体に全部任せる若しくは住民に任せるのではなくてですね、国が定めた法律、県がそれに対してイエローゾーンを指定した、だから県はそこまでの仕事だ、というわけではなくてですね、基礎自治体もですね、イエローゾーンと言われてしまうと、いかに堅牢であっても、そこを指定避難所として指定していくのは勇気がいることなんだろうと思います。

ですので、住民の皆さんが、結果として、エアポケットにはまってしまっている、国・県・市ですね、行政の責任範囲の狭間に陥って困っているのが住民の皆さんじゃないかと思っています。

そこをよく理解をしていただいた上で、基礎自治体任せにするのではなくて、県も一緒に寄り添って、指定をしていく枠組みを是非作っていただきたいと思います。

そのことを要望したいと思います。

質問は先ほどのイエローゾーンから除外をされた避難所は先ほどのご答弁の数の中に入っているか、ご答弁いただければと思います。

## 【危機管理監】

土砂災害警戒区域の指定の影響を受けたイエローゾーンの中にある避難場所の話ですが、今回の基礎調査完了時点におきまして、機械的に指定緊急避難場所の数をはじきますと 615 箇所ございます。

また、指定避難所でいえば 276 箇所でございます。

この指定緊急避難場所というのは、一時的な避難場所でございます。指定避難所というのが、一定期間滞在し、過ごすところでございます。

先ほどの 116 箇所でございますが、今回、土砂災害警戒区域の指定を受け、各市町において、現在、施設の安全性や、他の避難所の場所の必要性を確認し、随時見直しを行っております。その数については詳細に把握できてございません。

また、先ほどの指定緊急避難場所 615 箇所の中には、洪水、高潮、地震、津波などが入っておりますので、機械的に土砂災害だけ想定したものは 116 箇所でございます。指定避難所 276 箇所については、そういう区分がございませんので、把握できてございません。現在、市町とその確認をしているところでございます。

またこうした中、県としましては、支援担当を置きまして、市町と見直し関係について、意見を聞きながら、しっかりより添って対応している所でございます。引き続き、適切な避難場所の確保に努めるとともに、早めの避難行動をとっていただくよう、みんなで減災県民総ぐるみ運動の推進や、自主防災組織による避難の呼びかけ体制の構築などに積極的に取り組んでまいります。

## (2) 避難所等の課題の洗い出しと横展開について

次に2点目として、避難所等の運営改善についてお伺いします。

昨年の豪雨災害は、広島県の広範囲に被害を及ぼし、多くの方が学校体育館をはじめとする避難所等に身を寄せられました。

避難所の運営は、社協や自主防災会の方々を中心とした地域の皆さんと行政職員が連携を図りながら行ってくださいました。心から敬意と感謝を申し上げます。

さて、はじめてとも言える避難所運営の中で反省点や気づきが数多くあり、得られた経験をもとに避難所の運営ルールを見直したり体育館にWifiを設置するなど、早速、課題に対する取り組みをされている地域も見受けられます。

私も様々な避難所の課題をお聞きしました。

そもそも避難するスペースが足りないというすぐに解決が難しい課題から、体育館の倉庫内に電灯がついておらず夜間物を探すのに苦労したという簡単なものまであります。また、自宅が土砂災害に見舞われ、親類の家に身を寄せながら、行方不明の家族を捜索する為に自宅近辺で活動されていた方が、水や食料を求め、自宅近辺の避難所を頼った際、実際に避難所で避難していないという理由で、何の提供も受けられなかったという非常に残念な話もありました。さらに目の不自由な方が避難はしたけれども、十分な配慮がされず、結局自宅に戻ったというお話も伺っています。

各避難所の設置や運営は、市町に委ねられており、直接的な指導等は県の仕事ではないかもしれませんが、今述べたように各避難所で得難い経験をし、それぞれに大小多くの反省点に気づかされたのです。

その避難所特有の反省点から他の避難所にも横展開できるものまで、またコスト等の問題で国などに支援を求めなければならないものから電灯一つ取り付ければ解決するものまで様々です。

避難所での運営を含めた課題と課題に対して行った取り組みを県が市町より集め、また障害者団体など要配慮者の方々の希望をお聞きし、横展開を図ることが、県の果たすべき役割だと考えます。

そこで、県では豪雨災害後、様々な調査を行っておられますが、適切に避難所等の課題を把握・精査し、課題解決に向けた横展開を図る取り組みを実施されておられるのか、もしくは今後実施されるつもりがあるのか、知事にお伺いします。

## 【健康福祉局長】

避難生活を余儀なくされる被災者の心身の負担を軽減するために、避難所における生活環境の確保が重要であると認識しております。

昨年7月の豪雨災害を受け、県が実施いたしました「避難所運営に関する調査」などにおきまして、

- ・ 多くの避難所でマニュアルが整備されていなかった、
- ・ 避難所での生活上のルールが明確でなかった、
- ・ 平常時から福祉避難所の周知を行っていなかったなどの

課題を把握したところでございます。

また、障害者団体などからは、

- ・ 避難所へ手話通訳者を配置してほしい、
- ・ 避難所の環境に不安を感じ避難できなかったなど、

個々の障害に応じた配慮が求められております。

このため、避難所の運営改善に向けましては、これらの課題を市町間で共有するとともに、地域防災などに精通した外部講師を招聘し、避難所運営マニュアルの作成支援のため、市町会議を開催することとしております。

また、福祉避難所につきましては、本年3月に社会福祉施設関係団体と協定を締結し、社会福祉施設の福祉避難所指定の促進や福祉避難所の運営に必要な人材の派遣に関する協議を定期的に行うなど、連携強化を図っているところでございます。

今後とも、市町と連携しながら、避難所で生活する被災者の良好な生活環境の確保に取り組んでまいります。

## 2 放課後児童クラブの質の向上に向けた取り組みについて

質問の第2は、昨年的一般質問でも取り上げた放課後児童クラブについて再度お伺いします。

昨年も述べた通り、放課後児童クラブの課題は、待機児童の問題や支援員の不足については認識されていますが、子ども達が放課後児童クラブで過ごす環境については、大きな課題意識を持って取り組みがされているのでしょうか。

国が平成27年に定めた放課後児童クラブ運営指針では、子ども達が放課後、遊びなどを通じて有意義に過ごすことで必要な発達を形成することの意義を以前よりも踏み込んで表現し、そのような環境づくりを求めていることには大いに評価をしていますが、実際の現場でどこまで取り組みが進んでいるのかは疑問に感じるところです。

昨年の質問に対して健康福祉局長は、外遊びの為の場所の確保が難しい場合は、児童館の遊戯室を利用して、体を動かす活動を行うなど、市町において状況に応じた工夫もされているとご答弁され、問題意識を持って取り組んでいるように感じることができませんでした。

一方で広島市のサンプル調査結果では約4割もの放課後児童クラブにおいて「外遊びができていない」という結果が出ていると伺っております。

また、最近もある保護者の方から、春休み期間、子どもが児童館の一つの部屋に一日閉じ込められて過ごしており、広島市にその理由を聞くと各児童館の判断と言われ、児童館に聞いても理由を明確にはしてもらえないという現状を訴えるお話もお聞きしています。

国は、運営指針の中で子どもの生活と遊び場を広げるために、学校の校庭・体育館や余裕教室等の利用について学校と連携を図ることとし、国が行う全国調査の結果を確認すると全国で約78%もの放課後児童クラブで生活や遊び場を広げる為に学校と連携していると回答しています。

本当に78%もの放課後児童クラブが学校としっかりと連携し、生活や遊びの場を確保できているならば、広島市の調査結果や窮状を訴えられた保護者の方のケースのようなことにはならないはずです。

連携といっても様々で、門前払いの対応でない限り、十分な協力を得られなくても連携はしていることになりすし、学校側は十分配慮をしてくれていても支援員のマンパワーの問題で子ども達を自由に遊ばせることができないのかもしれませんが。

いずれにしても学校との連携のあり方を含め、生活や遊び場の確保について踏み込んだ調査が必要です。

また、放課後児童クラブについては、国などが様々な調査を行っていますが、いずれも放課後児童クラブを運営する市町や事業者への調査であり、利用する保護者や児童の声を聞くものはありません。

放課後児童クラブの質を向上させていくためにも、保護者と利用している子供たちの声を聞き、どのような課題があるのか精査をした上で、その課題の原因はどこにあるの



か踏み込んだ調査へとつなげ、課題の把握をした後に市町と共に対策を講じる必要があると考えます。

そこで、放課後児童クラブの生活や遊び場の確保についてどのような認識を持っておられるのか、また、放課後児童クラブの実態を適切に把握するため、全県調査の実施、あるいは、現在のアンケートの見直しなど、より多くの利用者の声をしっかりと拾い上げる手法を検討する必要があると思いますが、現状の取り組みを踏まえどのように考えておられるのか、知事にご所見をお伺いします。

### 【知事】

放課後児童クラブは、市町が実施主体となり、子供たちが基本的な生活習慣や異なる年齢の児童との交わりなどを通じた社会性を習得する場であることから、発達段階に応じた主体的な遊びや生活の確保は、重要であると認識しております。

また、国の運営指針におきましても、子供の遊びと生活の場を広げるため、学校の校庭、体育館や余裕教室等を利用できるよう、連携を図ることとされております。

本県が実施した実態調査によりますと、約700か所のクラブのうち、92パーセントが学校との連携を図っておりますが、外遊びをしていないクラブがあるなど、その過ごし方に課題もあると考えております。

このような各クラブの運営実態の把握につきましては、市町において、放課後児童支援員を通じ、保護者からの意見なども聴取する機会を設けており、本県におきましても、そうした情報について、市町と共有を図っているところでございます。

各クラブにおきましては、運営主体や運営環境が様々であり、県内一律に対応することは困難であることから、本県といたしましては、市町との意見交換会の開催などを通じて、市町ごとの事情を踏まえつつ、どのようなことができるか検討するとともに、優良事例の共有を図っているところでございます。

また、あわせまして、活動を担う放課後児童支援員研修を実施することで、必要な人材を育成するなどにより、放課後児童クラブの質の向上を図り、市町とともに子供たちの健全な育成を目指してまいります。

### 3 ひきこもり問題について

質問の第3は、ひきこもり問題についてお伺いします。

ひきこもり問題は古くて新しい課題ですが、その解決に歩みを進めることは、社会保障費を将来的に減らすことができる、人口減少で人手不足に向かう中、貴重な労働力となる、そして何よりひきこもっているご本人や家族の人生が豊かになるなど大きな社会的効果が期待できます。

この問題に限らずひきこもりや虐待への施策については、既に発生した問題に対応する対処療法型、未然にそのような状態になることを防ぐ未然防止型に大きく分類することができ、それぞれに対象者等からの相談を待つ待ち受け型、個別訪問などを行うアウトリーチ型に分けることができます。

今日は対処療法型、未然防止型それぞれの課題について質問を行いたいと思います。

#### (1) 対処療法型の引きこもり対策について

##### ア ひきこもり相談支援センターにおける人材の確保について

多くの議員のひきこもり対策の質問に対して、執行部はこれまで、ひきこもり相談支援センターを設置し対応をしていること、そして各関係機関とセンターの連携を強めていくことなどを答弁されています。

先日、西部ひきこもり相談支援センターに伺い、センターの業務責任者で委託先のNPO法人青少年交流・自立・支援センターCROSSの理事長 齋藤さんのお話を伺ってきました。

彼女は、息子さんが10年以上ひきこもりだった経験をお持ちで、その為、この仕事に対する使命感は高く、そして長年のひきこもり支援で培われたスキルで、ひきこもり本人の状態や家族との関係などから適切な支援を選択することができるだけでなく、医療機関、就業支援機関をはじめ様々な機関との人的つながりもお持ちで連携に苦勞されている様子はありませんでした。

このようにスキルの高い方が現場にいらっしゃることは大変な幸運だと思いますが、これまで答弁のあったようなひきこもり相談支援センターでの対応、各機関との連携強化という方向性は、齋藤さんのようなスキルの高い方がいるからこそ成り立つのではないかと感じたところです。

つまり個人の力量に依存し過ぎているのです。

実際に齋藤さんも既に60代半ばのご年齢となりご自身の後継者について不安を口にされていましたし、共に支援にあたっていらっしゃる臨床心理士の方も経験、スキルともに高いそうですが、彼女がご主人の転勤、妊娠出産などで仕事が続けられなくなるなどのことがあれば途端に支援はまわらなくなります。

また、臨床心理士としてスクールカウンセラーの時給が6000円に対して、ひきこもり支援では時給1000円程度しか出すことができず、人材の確保もままならない状況にあるようです。

そこで、まずは人材の確保についてお尋ねします。

委託費を支払い、支援を委託先に任せるだけでなく、人材育成には時間がかかることを認識した上で人材確保の為の支援を行う必要があると考えます。

過去の答弁でも訪問型支援を充実させると仰っていますが、マンパワー不足でそこまで手がまわらないと思います。

ありがちな支援としては、人材育成の研修を行うなどがありますが、先ほど述べた通り、実際の支援を通じた経験を積むことが極めて重要になります。

ひきこもり相談支援センターにおける人材の確保に向けて、人件費の支給も含め今後どのように取り組まれるのか、知事にお伺いします。

#### **【健康福祉局長】**

ひきこもり相談支援センターにつきましては、ひきこもりの方、あるいはそのご家族の方などから最初に相談が寄せられる機関であるため、高い専門性を有する民間法人に委託し、ひきこもりに特化した相談対応と関係機関との連携支援に取り組んでいるところでございます。

こうした中、事業を安定的に運営するためには、高いスキルを持った人材を継続的に育成・確保することが重要であると考えております。

とりわけ、ひきこもり支援における相談業務におきましては、判断に悩む困難事案も多く、まずは、現場において、経験豊富な指導者の下で、実際の支援を通じた実務経験を積むことが必要でございます。

こうした現場を支援するため、県では、総合精神保健福祉センターにおいて、デイケアの場などを活用した実践研修を行っているほか、困難事例の検討会や情報交換会などを各地で開催しているところであり、今後とも、こうした実践的な研修会や事例検討会などの充実強化を図ることにより、相談業務を行う職員の人材育成・確保に取り組んでまいります。

なお、人件費を含めました相談支援センターへの委託料につきましては、他の相談事業の委託料や他県の状況などを勘案し、検討してまいりたいと考えております。

## イ ひきこもり対策における地域連携及び就労支援について

さて、以前はひきこもりとは若者特有の現象と思われていましたが、昨今では8050問題のように40代以上のひきこもりの方が全国で推計61万人もいると言われ、年齢構成が大変幅広いことがわかってきています。

年代別に大きく分類するならば、不登校などがきっかけとなることが多い学齢期の10代、ひきこもってはいるものの本人の気力・体力が相対的に旺盛な20代から30代、親の高齢化や退職などで家族の経済課題が深刻化する40代以降となり、ひきこもりが長期化し、年齢が高くなればなるほど対象者そして親への対応も難しくなると言われています。

このように年齢構成を考えた場合、2つの課題があると考えます。

一つ目は、いかに早期の支援につなげることができるかが支援の大きな鍵であり、その為には各機関の情報提供と連携が必要となりますが、全く不十分と言わざるを得ません。例えばひきこもり相談支援センターは、原則18歳以降を対象としており、18歳以下の学齢期を担当する教育委員会などとの情報共有や引継ぎはないと聞いています。

京都府では不登校から義務教育後に引きこもりとなるケースを防ぐために府の健康福祉部と府教育委員会が連携組織を立ち上げ、協力して情報共有など具体的な取り組みを始めています。

二つ目は、引きこもりの出口に最も近いところに就労支援がありますが、20代と40代以降で同じような支援で良いのかどうか、就労を経験したことがない対象者とある対象者では就労への道筋も違ってくるはずです。

そもそも就労支援の体制は脆弱で、職業訓練のようなメニューはあまりなく、ハローワークの活用などしか具体策がないのが現状で、今後支援の充実が求められると考えています。

そこで、学齢期のひきこもり情報を教育委員会等からひきこもり相談支援センターに引き継ぐ仕組みづくりについて、民生委員さんやケアマネジャーさんなど地域との連携について、また、年代や経験に応じた就労支援の充実について今後どのように取り組まれるのか、知事にお伺いします。

## 【健康福祉局長】

ひきこもり対策につきましては、早期に発見し、早期に支援に結び付けていくとともに、制度の狭間による支援の断絶を防ぎ、継続的な支援を続けていくことが重要となっております。

まず、関係機関との連携につきましては、現在、ひきこもり相談支援センターを中心に、市町や就労支援機関などひきこもり支援を行う関係者が、一堂に集まる連絡協議会を設け、事例検討や情報の共有化を図っているところでございます。

しかしながら、ひきこもり相談支援センターは、支援対象年齢が、原則として、18歳以上となっていることから、今後、教育委員会なども含めた連絡会議を設置するなど、学齢期からのひきこもりに対する情報の共有方法について検討してまいりたいと考えております。

また、ひきこもりを早期に発見し、早期の支援に結び付けていくには、地域での情報共有や連携強化が重要なため、民生委員やケアマネジャーが活動する中で、ひきこもりのケースを発見した際には、ひきこもり相談支援センターに適切につなげられるよう、あらゆる機会を捉えて、センターの業務内容などを周知し、ひきこもりの早期発見、早期支援に努めてまいります。

次に、ひきこもりから社会参加に踏み出そうとしている方に対しましては、ハローワークとの連携だけではなく、地域若者サポートステーションにおきまして、

- ・保護者への相談対応、
- ・臨床心理士によるカウンセリング、
- ・職場体験やコミュニケーショントレーニング

などにより、就労意欲を高める支援を行い、また、ひろしましごと館においては、世代に対応した専門のアドバイザーを配置し、

- ・若者に対するキャリアコンサルティングや職業適性診断、
- ・シニア・ミドル層に対するキャリアを踏まえた職業相談・職業紹介、
- ・高等技術専門校等と連携した職業訓練

など、個別の状況に応じたメニューにより、就労支援に取り組んでおり、今後とも、関係機関との連携強化を図ってまいります。

県では、今年度、地域福祉支援計画の策定を進めており、ひきこもりなど困り事を抱える世帯を住民同士で見守り合い、支え合える地域コミュニティづくりと、住民や専門職が協働して、地域の生活課題を解決に導くことができる包括的な支援体制を構築することで、誰もが包摂され、排除されない、地域共生社会の実現を目指してまいります。

## (2) 未然防止型の引きこもり対策について

次に、未然防止型の引きこもり対策についてお伺いします。

現状のひきこもり支援は、対症療法つまりすでにその状態に陥ってしまっからの支援が中心であり、また相談に来られるなど、何かのきっかけがないと対象者が把握できない課題があります。

先ほども述べた通り、年齢が高くなればなるほど自立への支援は難しくなる為、早期に異変に気づき、継続的に適切なタイミングで支援することが重要であり、さらに遡ればひきこもらないようにすることがもっとも望ましいことです。

本県ではネウボラの推進に力を入れていますが、ネウボラも子育て中の親と行政の接点を増やして、異変を察知し、早期かつ適切なタイミングで母親を支援することで、子どもの健やかな成長を促すだけでなく、虐待などを防ぐ未然防止型で待ち受け型の施策です。

虐待の問題もひきこもりの問題も表面化してしまった後は、個別の事象となりますが、そもそもの部分を辿ると親のかかわりであったり、学校を含む環境であったり、人生を歩む中で様々な要素が影響をしています。

子どもにとって最初の最も基礎の部分、家庭での環境は子どもの成長にとって大きな影響を与えます。ネウボラと同様に、ネグレクトでもなく過干渉でもない適切な距離感で親が悩まず子育てできるように、家庭での子どもへの接し方をサポートすることにより、ひきこもりの問題を未然あるいは初期の段階で防止していく考え方が必要です。

文部科学省では、地域で孤立しがちであったり仕事で忙しく学校とコミュニケーションをなかなか取ることのできないような家庭に対して子育て経験者や民生委員・児童委員など地域の身近な人たちの協力で支援を行う「家庭教育支援チーム」を全国に広げていこうと取り組まれております。

この家庭教育支援チームは、地域、学校そして福祉関係機関と連携しながら、子育てや家庭教育をサポートするほか、各家庭への訪問支援も行うこととされており、子どもへの接し方を向上させ、虐待防止やひきこもり対策としても効果的な取り組みだと思えます。

そこで本県における家庭教育支援への認識と「家庭教育支援チーム」に対する取り組み状況について、教育長にお伺いします。

また、大阪府大東市では小学校1年生時に全生徒に対してアウトリーチによる家庭教育支援を実施している例もあり、本県においても先進的な事例を参考に訪問型支援を検討してはどうかと考えますが、訪問型家庭支援に対する所見について、併せてお伺いします。

## 【教育長】

家庭での教育は、基本的な生活習慣、人に対する信頼感・思いやり、善悪の判断、自立心や自制心などを身につける上で大切な役割を担っており、家庭教育への支援は重要であると認識しております。

こうした中、家庭教育支援チームは、保護者への学びの機会の提供や地域での居場所作りなどを通じて、子育て家庭を地域社会全体で見守り支える活動を行っております。

本県におきましては、現在5市町で5つのチームが設置され、さらに4市町において設置に向けた検討や準備が進んでいるところでございます。

また、訪問型支援につきましては、子育てに課題を抱え、地域社会から孤立している家庭に対して、訪問して不安や悩みを聞き、子育てに重要な情報を提供するものであり、有効な取組の一つであると考えております。

しかしながら、本県におきましては、家庭への情報提供に努めている家庭教育支援チームはあるものの、専門的な対応が必要なケースについて、どのように対応するのか不安だ、などの声もあり、直接、家庭の中までアウトリーチしているチームはなく、私の経験から申し上げましても、高いハードルがあると思っております。

不登校からひきこもりになってしまうケースも多く、本県においては、ひきこもりの未然防止として、スクールソーシャルワーカーの配置の拡充や校内適応指導教室の整備、東大ROCKET IN 広島の実施など、不登校等児童生徒への支援にも取り組んでいるところでございます。

教育委員会といたしましては、家庭教育支援に取り組むとともに、不登校等児童生徒への支援にしっかり取り組むことを通じて、ひきこもりの未然防止に努めてまいります。

#### 4 サッカースタジアム建設と中央公園を中心としたまちづくりについて

最後の質問は、サッカースタジアム建設と中央公園を中心としたまちづくりについてお伺いします。

サッカースタジアムの建設については、紆余曲折があった後、ようやく中央公園広場を建設場所とし、6月定例会で建設に向けての基本計画を策定するための予算案を可決したところです。

平和公園を設計した丹下健三氏の構想を紐解いてみると、実は基町市営アパートのあたりにスタジアムを配置する構想となっており、長い時を経て丹下健三氏の構想に近づきつつあることに感慨深いものを感じます。

サッカースタジアム建設の方針決定が契機となり、今後のまちづくりの方向性について8月29日に中央公園の今後の活用に係る有識者会議が開催され、本格的な議論がまさに始まったところです。

広島市は旧市民球場跡地の活用について平成27年時点での最終報告を取りまとめており、旧市民球場跡地には屋根付きイベント広場の整備の他、中央図書館など敷地内にある多くの老朽化した施設の再配置、音楽専用ホールを含めた文化芸術施設の設置などが提言されています。

紙屋町・基町地域のほとんどは行政が方針を示せばいかようにでもできる国有地であり、中央図書館や青少年センターなどほとんどの施設が老朽化で建て替えの時期となっています。さらにこのタイミングで新たにスタジアムを建設するのです。

様々な条件が重なる、まさに都心活性化の構想を練る千載一遇のチャンスであり、広島市域ひいては広島県の先100年の発展を左右すると言っても過言ではない時を迎えているのです。

そこで、3点お伺いいたします。



## (1) M I C E施設検討事業について

まず一つ目は、M I C E施設検討事業についてお伺いします。

国際会議やスポーツイベントと言ったM I C Eを誘致することは、地元への経済波及効果が極めて高い為、国内外を問わず都市間競争が激しさを増しています。

そのような中、広島市も政府からグローバルM I C E都市に指定されながら福岡市や札幌市はもとより仙台市にも誘致件数で大きく水をあけられている状況です。

課題の一因として数千人規模を収容する施設の脆弱さが挙げられ、ホテルや展示スペースをはじめキーとなる施設の集約化も喫緊の課題として挙げられます。

この度の中央公園全体の今後の活用有識者会議でも芸術文化施設の整備検討の中でコンベンション機能の整備、集約化を訴える識者もいます。

一方でM I C E関連施設の検討については、今年度、広島県が東京ビッグサイトのような大規模展示場を西飛行場跡地へ整備、広島市が数千人規模の会議場を商工センターへ整備することについてそれぞれが可能性を調査しているところです。

サッカースタジアムの設置場所検討がそうであったように場所ありきで検討を進めるのではなく、この度調査しているそれぞれのニーズ調査結果を踏まえ、広島都市圏でM I C E誘致のターゲットをどのような規模に定め、施設整備の規模としてどの程度のものが必要なかを広島県、広島市で取りまとめた上で、中央公園活性化の議論も踏まえつつ、いくつかの候補地から最終建設地を決定するという他都市では当たり前に行われている都市圏活性化の為にM I C E施設をどのように位置づけるかという順序だった方法で検討を進めていただきたいと考えます。

そこで、県と広島市のM I C E施設整備のあり方検討において、都市圏活性化との関係をどのように認識をしているのか、また中央公園の今後の活用の検討との連動性についてどのようにお考えか、知事のご所見をお伺いします。

## 【知事】

国際的な会議や学会、展示会などのMICEの開催は、国内外から多くの人や企業を集めることで、非常に大きな経済効果をもたらすとともに、都市の国際的な認知度やブランド力の向上にもつながることから、広島都市圏のみならず、県全体の更なる活性化に寄与するものと認識しております。

昨年12月には、広島商工会議所から新たなMICE施設の整備推進等に係る提言があり、県と広島市において、役割分担の下、それぞれが実現可能性について検討を行っているところでございます。

本県におきましては、展示面積が10ヘクタールを超える大規模展示場について検討することとし、都心部に近接し、広大な用地の確保が唯一可能な広島西飛行場跡地を対象地として、海外の先進事例を中心とした大規模展示会やイベント等の開催需要をはじめ、大規模展示場の基礎的なデータや運営手法の諸課題などに係る調査を行っているところでございます。

また、広島市は、商工センター地区において、大規模な会議、学会等に対応できる複合施設の整備についての提言を受けたことを踏まえ、同地区で整備可能なMICE施設の規模・機能等を調査するとともに、しっかりと地元関係者の意見を聞きながら検討することとしております。

これらはいずれも都心にはない規模の施設であり、その整備には大規模な投資が必要であることに加え、交通アクセスの改善や宿泊施設の整備など周辺のまちづくりを含めた検討が必要となることから、広島市とも十分に連携し、今後、有識者等の御意見を伺いながら、実現可能性について、引き続き検討を進めてまいります。

一方、中央公園の在り方検討につきましては、県・広島市共同で策定した「ひろしま都心活性化プラン」において、「都心空間の有効活用による新たなにぎわいの創出」に向けた先導的な取組の一つとして位置づけており、本年5月にサッカースタジアムの建設場所を中央公園広場に決定したことを受けて、先月、中央公園の今後の活用に係る有識者会議が広島市において開催されたところでございます。

広島市では今後、

- ・ 中央公園及び周辺地域を含めたゾーニングの検証、
- ・ また、各ゾーンにおける導入機能の段階的な整備時期のイメージ、

などについて、有識者会議での意見を踏まえ、来年度の早い時期に基本方針を策定することとしており、県としても、中央公園だけでなく、平和記念公園、紙屋町・八丁堀地区にかけての都心の回遊ルートの形成や、にぎわいの創出等によって、都心全体の発展につなげていくことが必要であると考えております。

いずれにいたしましても、広島都市圏の活性化に向けて、都心だけでなく、西飛行場跡地周辺地区等も含め、都市全体を視野に入れた都市機能の分担・配置について連動性を考慮しながら、引き続き、広島市と連携して取り組んでまいります。

## (2) 広島県立文化芸術ホールの方後の方向性について

次に2点目として、

広島県立文化芸術ホールの方後の方向性についてお伺いします。

中央公園活性化の議論の中で文化芸術施設の整備が掲げられており、広島市が音楽専用ホールを検討することを表明したところです。

松井広島市長は、選挙公約にも音楽専用ホールの設置を掲げており、記者会見では「新たな文化施設を考える際は、広域都市圏を形成する近隣市町の人も楽しめる施設にするという視点がいる」とコメントされております。

一方でこうした広島市の動きは、県立文化芸術ホールの方後にも大きな影響を与えるものでもあります。

県立文化芸術ホール、現在は上野学園ホールとネーミングライツされていますが、旧広島郵便貯金ホールであり、日本郵政公社が老朽化に伴う補修費用が多額となることなどから閉鎖する方針を決めたものを、広島県域では最も優れた音響効果を有する施設であるなどの理由で県が取得したものです。

現在の長期保全計画では、築65年となる令和19年までの施設使用を想定し、平成25年度から令和19年度までの修繕計画の総額は約27億円とされ、現在までで約2億円程度の支出をしている状況です。

これまで文化芸術活動の拠点としては、県立文化芸術ホール、広島市が所有する広島市文化交流会館が主にその役割を担ってきましたが、音楽専用ホールがこの2か所とどのような役割分担を果たすのか、施設の統廃合が可能かどうかなど広い視点での検討が必要だと考えます。

そこで、広島市、そして広響関係者をはじめとする文化芸術有識者を含めた検討会議の設置を働き掛けてはいかがかと思うが、知事にご所見をお伺いします。

### **【環境県民局長】**

広島県立文化芸術ホールは、優れた音楽、演劇、舞踏その他の文化芸術を鑑賞する場として、また、創作、発表など県民自らの文化芸術活動を行う場として、他の同種の施設の中でも音響の良さで高い評価を頂いている施設であります。

このため、国内外のアーティストによるコンサートや劇団四季によるロングラン公演などのほか、県民による文化活動の発表会、地域の文化団体による舞踊等の大会などに幅広く活用されているところであります。

また、広島市文化交流会館は、市内最多の客席数2,001席を有するホールであるとともに、隣接するアステールプラザや広島国際会議場と合わせて、平和記念公園を中心とした「平和文化ゾーン」を形成し、コンベンション機能を果たしてきた施設であります。

県といたしましては、それぞれの施設の特徴を踏まえ、既存の施設との役割分担や県内全域に効果の及ぶ芸術文化の拠点機能といった視点から、連携していく必要があると考えており、今後の広島市の動向を注視しながら、情報収集や広島市をはじめとする関係者との意見交換などを通して、必要な対応について検討して参りたいと考えております。

### (3) サッカースタジアム建設の基本計画策定について

次に3点目として、

サッカースタジアム建設の基本計画策定についてお伺いします。

サッカースタジアム建設には、次の2つの視点が欠かせません。

一つ目は、旧市民球場跡地から広島城までを含めたエリアの中でスタジアム及びそのエリアにどのような役割を持たせ、周辺との連携をどのように描くのか。

二つ目は、それを踏まえた上でどのような複合化、多機能化の機能を盛り込むのか。

マツダスタジアムのようにそれ単体でボールパークとなり得る野球場とは違い、サッカースタジアムは、年間20試合程度の公式戦だけでは運営面や施設の有効利用、そしてまちづくりという視点から大きな課題があり、周辺施設との連携を考えながら多機能化、複合化の機能をどのように充実させるかが大きなポイントになります。

これまで述べてきたように旧市民球場跡地を中心とした議論がこれから始まる中で、コンベンション機能や音楽専用ホールなど文化芸術施設といわれる部分にも複合化、多機能化を盛り込むことが求められており、これらの動向をしっかりと見定めなければサッカースタジアムの複合化、多機能化の議論も進まないはずで

中央公園全体の今後の活用の議論はスタートしたばかりであるにもかかわらず、サッカースタジアム建設基本計画策定の作業は、コンサルタントの力を借りながら広島県、広島市、商工会議所の3者を中心に8月より検討を進めており、今年度中には基本計画を策定するという大変タイトなスケジュールとなっています。サッカースタジアムを建設することだけを考えるのであれば、わずか半年間でも突貫工事で基本計画ができるのかもしれませんが。

しかしながらこれまで述べてきたように、紙屋町・基町地域の大きなまちづくりのビジョンの中で県民の皆さんから愛される、常に行ってみたいと思われるスタジアムにするには今年度中という期限にこだわらず、中央公園の活性化の議論を見届けた後、MICEの検討、文化芸術施設の多機能化、複合化の検討と整合性を持ちながらしっかりとした基本計画を策定していただきたいと考えます。

スタジアムは一度建設してしまえば、おおよそ半世紀は建て替えのチャンスはないのです。スタジアムエリアを紙屋町・基町地域の活性化を牽引する場所にしなければなりません。中途半端なスタジアムを建設し、後で後悔するようなことがないように願うばかりです。

そこで、サッカースタジアム建設の基本計画策定について広島県としてどのような考えで議論に参加し、多機能化、複合化についてどのような方向性をお持ちか知事にご所見をお伺いします。

## 【知事】

サッカースタジアムの基本計画の策定に当たりましては、この施設が、広島の新たなシンボルとして広島市のみならず、広島県全体の活性化や、中枢拠点性の向上を図る観点から、広域的な集客効果を高めるとともに、サッカーを通じた平和発信や、国際交流にも貢献する施設となることを目指しております。

また、全国的にも珍しい、「街なかスタジアム」となるものであり、サッカーのための施設にとどまらず、都心部の更なる活性化に寄与することが期待されることから、スタジアム本体の多機能化を図ることや、あわせて、隣接する広場の複合開発を行うことで、年間を通じて、県内外の皆様楽しんでいただけるような新たな賑わいを生み出す拠点にしていく必要があると考えております。

多機能化及び複合化につきましては、スタジアム本体に導入している機能の先行事例として、レストランやフィットネスジム、スポーツミュージアムなどがあり、また、スタジアムに隣接する広場の賑わい創出として、民間活力の導入により、公園の景観にマッチしたカフェや物販施設、子供の遊戯施設などを整備している事例がございます。

このような事例も参考としながら、整備主体である広島市とともに、今後、県民・市民へのアンケートはもちろん民間事業者へのヒアリングなどにより、幅広く意見を集め、建設施設の検討を進めてまいります。

一方で、サッカースタジアムの建設場所である中央公園広場を含む中央公園全体につきましては、これまで広島市において、ゾーニングを含めた活用策の検討が行われてきたところでございますが、サッカースタジアムの建設場所の決定などの状況変化も加味しながら、

- ・中央公園及び周辺地域を含めたゾーニングの検証や回遊ルートの設定、
- ・各ゾーンにおける導入機能の段階的な整備時期、

の検討が改めて進められております。

この検討とサッカースタジアム建設の基本計画の検討とを連動させることで、各ゾーンの特長を生かした魅力ある空間づくりや、中央公園全体の一層の賑わいの創出、さらには、平和記念公園から紙屋町・八丁堀地区へ至る大きな周遊ルートの形成につながるよう広島市と緊密に連携を図りながら、検討してまいりたいと考えております。

## 【終わりに】

以上で質問を終わります。

この度の議案に信託事業の失敗により約70億円もの負債を抱える見込みの広島クリスタルプラザ売却の補正予算が上程されています。売却により赤字幅を圧縮することは2年前の総務委員会で提言をさせていただいた通り、県民負担を最小限に抑える為の唯一の方法だと考えます。

ただ、私なりに本件の反省点、次へ何を活かすのかを探る中で、信託事業決定当時、どのような議論が議会で行われたのだろうと、昭和60年から63年までの本会議、総務委員会での質問を調べました。

残念ながら信託事業の不確実性を問いただす議会からの質問は見当たらず、当時の竹下知事が一度だけ答弁で負債を負う可能性に言及しているのみでした。

当時は国が民活法を定め、民間活力を活かしながら公有財産を有効活用することが大きな流れだったようです。

議会に必要な指摘をし、問い質さなかったのであれば、多くの負債を結果として県民に強いたことは議会にも責任があるのだと思うのです。

後世、同じような批判をされないように、執行部に対して必要な指摘を行い、県政発展に尽くすことが県民の皆様から負託を得た議員そして議会の仕事であることをあらためて肝に銘じ、いただいた4年間の任期を全力で全うすることをお約束し、質問を終わらせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。